（後期高齢者医療加入者で窓口負担割合が２割の方へのお知らせ）

当院・施設窓口における窓口負担割合引き上げに伴う配慮措置について

◆ 令和４年10月１日から令和７年９月30日までの間は、75歳以上の方等※1 で２割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**１か月の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります。**

◆ 当院・施設窓口における医療費のお支払いについては、**１か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額**は、ご加入の後期高齢者医療広域連合から、**全額、後日高額療養費として払い戻されます。**※2

※１　65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※２　同一の月に複数回受診したことにより１か月全体での負担増が3,000円を超えた場合も、配慮措置の対象となり、１か月全体での負担増を3,000円までに抑えるための差額がまとめて払い戻されます。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：当院における１か月の外来医療費全体額が**50,000円**の場合

窓口負担割合１割のとき　①	**5,000円**
窓口負担割合２割のとき　②	**10,000円**
負担増　③（②－①）	**5,000円**
窓口負担増の上限　④	**3,000円**
払い戻し　（③－④）	**2,000円**

配慮措置
１か月 5,000円の負担増が
3,000円までに抑えられます。

- 払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合には、ご自宅等に申請書が郵送されますので、口座の登録をお願いします（既に高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方には、申請書は郵送されません）。４か月後を目処に、登録されている口座へ払い戻されます。
- また、電話や職員訪問による口座情報登録をお願いすることは絶対にありません。同じく、キャッシュカードや口座通帳を預かったり、ATMの操作をお願いしたりすることも絶対にありません。医療費の還付を装った詐欺などには十分注意してください。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。
※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）